

第3回「議員報酬等に関する在り方調査会」事項書

平成23年10月17日 午前10時～
議事堂5階 501委員会室

1 開 会

2 資料説明

3 委員協議

(1) 論点整理

(2) 意見交換

4 閉 会

第2回「議員報酬等に関する在り方調査会」の論点整理(案)

(共通事項)

- ・ 歴史的経緯や法令上は、地方議会議員が常勤なのか非常勤なのか、明確になっておらず、名誉職的なのか有給の専任職なのかも決着がついていない。
- ・ 歴史的にはそうだけでも、現実の問題として、今はこういうものであるということで議論していいのではないか。
- ・ ボランティア型の議員、議会でもよいとの考え方もある。三重県議会がそういう考え方を取るのかどうか整理すべきでないか。
- ・ 現実には都道府県議会議員は専業で、これからも専業であるべきならば、市町村議会議員は別にして、県議会議員に絞って考えてはどうか。
- ・ 同規模の自治体との比較ばかりしてきたが、我が議会はどうあるべきかというところで判断するやり方はあると思う。
- ・ 都道府県には選挙区制度があるので、何人選ばれてくるかということは無視できない。議員のあり方を考える時には、選挙区制度が相当効いてくる。
- ・ 議会活動にも反映するような議員としての自己研鑽のための活動は、ある程度は公費支給の対象としてカバーされるべきではないか。

(議員報酬関係)

- ・ 昭和 43 年の自治省通達では、報酬審議会が特別職の報酬を議論する際に検討すべき項目として7項目が例示されている。(第2回 資料1 P 6)
- ・ 国会答弁で見ると生活保障はしておらず、名誉職的な性質はなくなっていない。しかし、できるだけ議員の活動実態に合わせた報酬は出すべきだとの考え方である。
- ・ 活動実態は、全体から見ると片手間でできるようなものではない。ヒアリング等も実施して、三重県議会議員の活動実態にふさわしい議員報酬を考えるのが順当である。
- ・ 誰でも議員になれて、一定の生活ができるようにすべきであるなら、それなりの報酬は出すべきである。サラリーマンを辞めて議員になるのは、よほどのことである。

- ・ どういう人々で議会を構成するか、また、少人数にするのか、広く意見を寄せるのかは自治体ごとに自己決定してよいと思うが、それに報酬額が反映することは認識すべきである。
- ・ 日本の議員は基本となる報酬部分の比率が高いし、費用弁償も全員同額という時期があったが、条件の違いによって支給額が異なるものと県民代表として同じに処遇されるべきものの比率という要素もあるのではないか。
- ・ 正副議長などは、一般の議員とは違った勤務実態がある。また、委員長も重要人事だと思うが、何の手当てもしないのはなぜか。
- ・ 監査委員や充て職に対する報酬というものもある。議員の本務に付随する処遇について参考資料があれば、次々回くらいに欲しい。

(政務調査費関係)

- ・ 政務調査費は、議員の調査研究に資するため交付されているが、「政務」とは何かということは、どこにも規定されていない。
- ・ 都道府県の政務調査費については地方交付税で措置されており、国も必要だとみているのだろうが、考え方は釈然としていない。
- ・ 政治活動と政務調査活動は区別が難しいのではないか。三重県なりに政務調査費の対象にならない政治活動を明確にしたうえで、それ以外は大らかな扱いにしないとうまくいかないのではないか。

配付資料一覧

1 議員活動実態アンケート調査

- ・ 結果概要 資料 1-1
- ・ 活動分類別集計結果 資料 1-2
- ・ 自由記述 資料 1-3

2 三重県特別職報酬等審議会

- ・ 議事録（平成 18、17、14、7 年度） 資料 2-1
- ・ 提出資料（平成 17、14、7 年度） 資料 2-2

三重県議会議員活動実態アンケート調査

議員報酬等に関する在り方調査会において議員報酬の適正な水準を検討するにあたって、議員の方々の活動実態を把握するため、県議会議員を対象にしたアンケートを実施したところ、その概要は次のとおりでした。

<アンケートの概要>

1 実施期間

平成23年9月6日から28日

2 回答率

100%（対象者51名、回答者数51名）

3 調査内容

(1) 調査期間

平成22年9月1日～平成23年8月31日（各議員は期間中の1か月を分担）

(2) 調査項目

毎日の活動内容

（1日は6時から21時を3時間単位で分割した5つの時間帯）

（活動内容は議員活動分類表（別紙）から選択）

<アンケート結果>

1 月別の回答状況について

月別の分担については、51名である議員定数を考慮し、各月4名又は5名の議員が分担するよう会派での調整を依頼したところ、月別の回答状況は次のとおりでした。

（単位：人）

	H. 22. 9	H. 22. 10	H. 22. 11	H. 22. 12	H. 23. 1	H. 23. 2
第一会派	2	2	2	2	2	2
第二会派	2	2	2	2	2	2
少数会派		1		1		
計	4	5	4	5	4	4

	H. 23. 3	H. 23. 4	H. 23. 5	H. 23. 6	H. 23. 7	H. 23. 8	合 計
第一会派	2	2	2	2	2	2	24
第二会派	2	2	2	2	2	2	24
少数会派			1	1	1	1	6
計	4	4	5	5	5	5	54

（注） 所属議員21名の第二会派において、各月2名が回答するよう調整され、3名の議員に2か月分を分担していただいたことから、全回答数は54となった。

2 自由記述の回答状況について

- A 議員活動について 25件
- B 議員報酬について 29件
- C 政務調査費について 33件
- D その他 14件

議員活動分類表

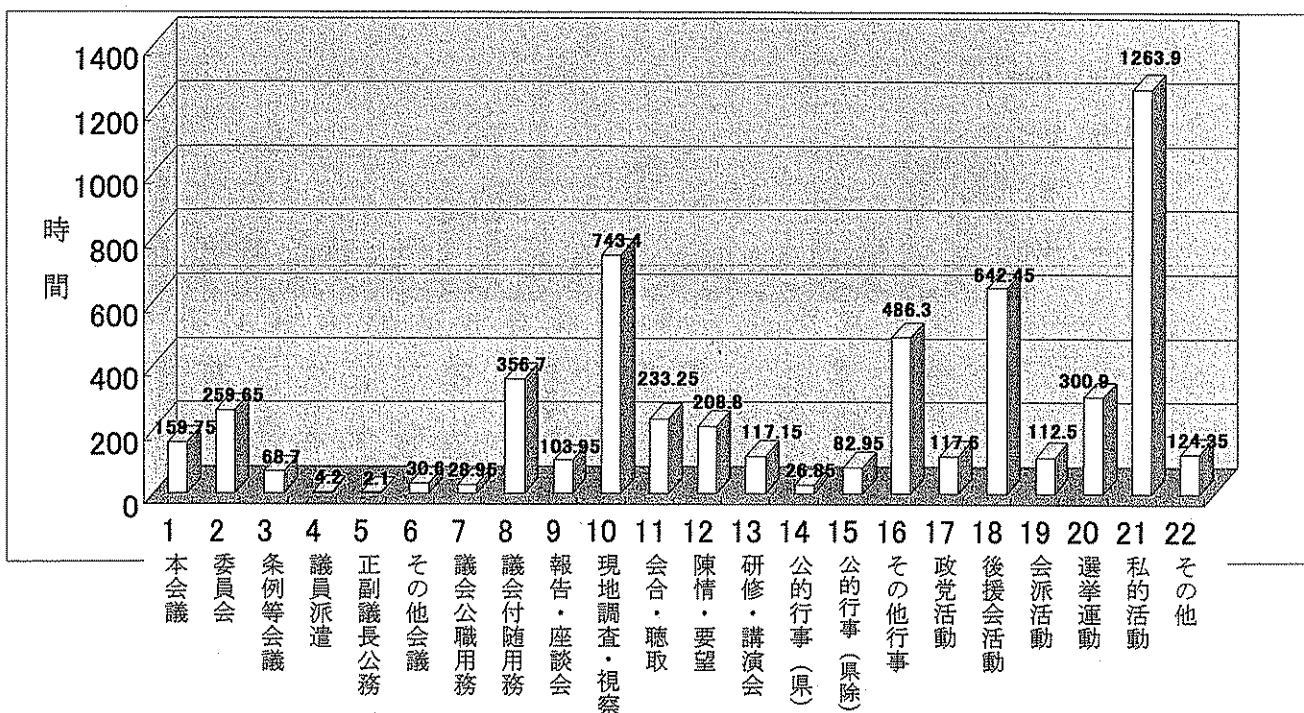
(別 紙)

1	本会議	
2	委員会	常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、各委員会の県内・県外調査
3	条例、会議規則に基づく会議	代表者会議、全員協議会、議案聴取会、委員長会議、広聴広報会議、条例検証検討会、各派世話人会、予決理事会
4	議員派遣	
5	正副議長の公務	正副議長を充職とする各種団体の役員としての用務を含む 正副議長以外の議員が議長代理として行事に出席する場合を含む
6	1～3以外の議会における会議	議会改革推進会議総会・役員会、基本条例PJ会議、会期見直しPJ会議、政策担当者による協議、議員連盟総会など
7	議会選出の公職としての用務	議会から選出する監査委員、四港議員、環境審議会委員、都市計画審議会委員としての用務や常任委員長又は委員を充職とする各種団体の役員としての用務
8	議会活動に付随する用務	質疑・質問の準備、議案精読、文献・資料調査などで、主に1人で行うもの
9	報告会、座談会	議員又は会派が住民の意見を聴き取るために開催するもの
10	現地調査、視察	議員又は会派が県政(地域)課題の把握や解決のために現地・現場へ出向いて行うもの(県内外を問わない)
11	会合、聴取	議員又は会派が県政(地域)課題の情報収集のために県・市町など関係者から説明を受けたり、意見交換を行うもの
12	陳情、要望	議員又は会派が地域や団体の要望等を相手方から受けるもの
13	研修、講演会	議員又は会派として研修、講演会、勉強会へ参加するもの
14	公的行事(県)	式典、総会、イベント等で三重県が主催又は共催するもの
15	公的行事(県以外)	式典、総会、イベント等で国や市町(三重県内)が主催又は共催するもの
16	14、15以外の行事	式典、総会、イベント等で各種団体が主催するもの
17	政党活動	所属政党の党員として行う諸活動であって、他に該当しないもの
18	後援会活動	議員個人の後援会が行う諸活動であって、他に該当しないもの
19	会派活動	所属会派の構成員として行う諸活動であって、他に該当しないもの(会派総会を含む)
20	選挙運動	自己の選挙運動のほか、各種選挙での他の候補者の応援も含む
21	私的活動	休養、兼業業務、家族との時間、趣味の時間など他に該当しないもの
22	その他	(調査票の備考欄に具体的な内容を記載してください。)

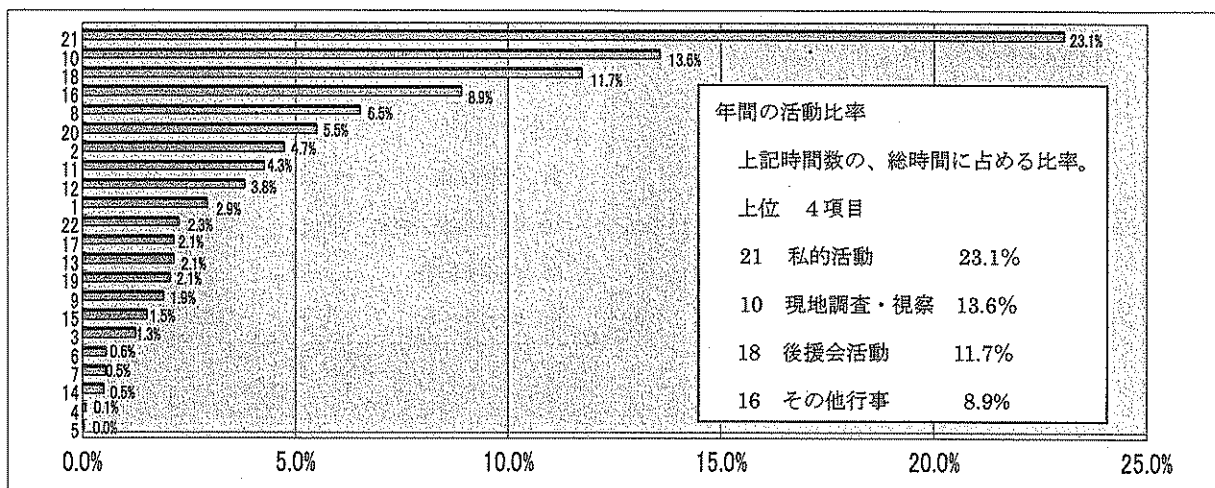
活動分類別集計結果

1 年間活動時間数（平均）

総時間数 5,475 時間 ※アンケート対象期間中、365 日×15 時間で算出。



(各月総時間/各月回答人数により、平均化し、年間計を算出)

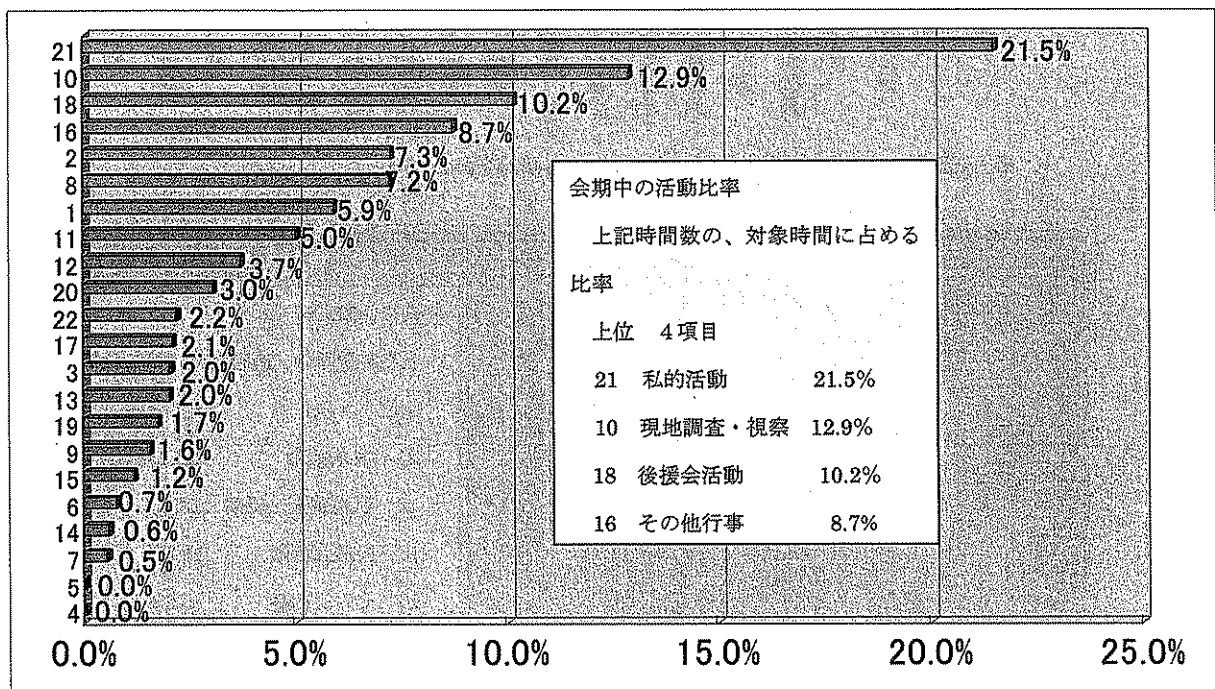
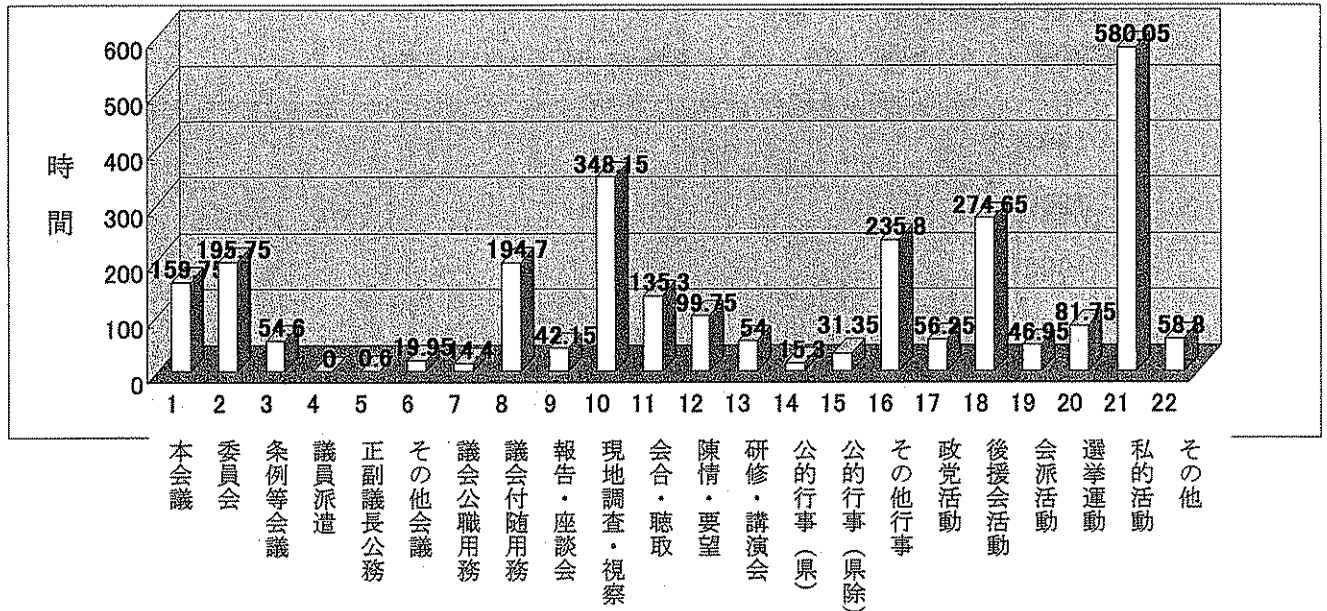


「21 私的活動」が 1264 時間 (23.1%) と最も多くを占めました。次いで「10 現地調査・視察」が 743 時間 (13.6%)、「18 後援会活動」が 642 時間 (11.7%)、「16 その他行事」486 時間 (8.9%) の順となっています。「22 その他」の活動内容は、社会貢献・地域貢献活動への参加、関係団体の用務などでした。

2 会期中・閉会中の比較

2-1 会期中における活動時間数（平均）

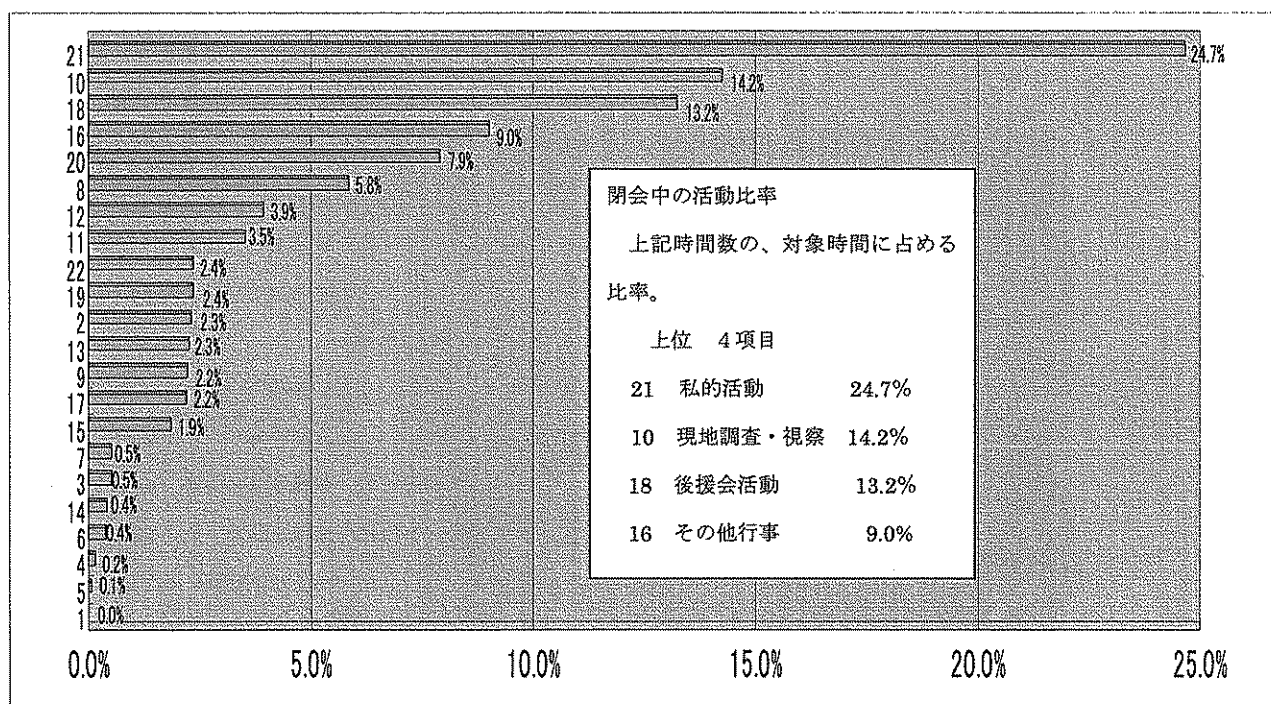
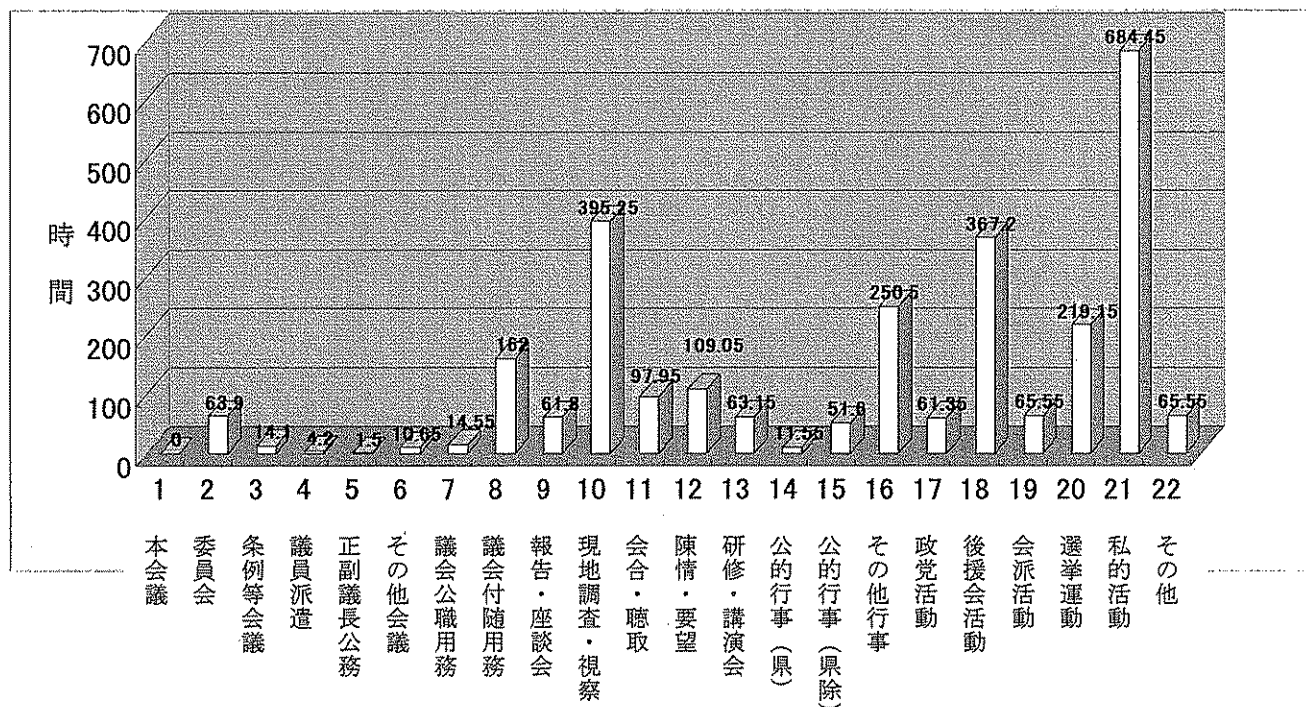
対象時間数 2,700 時間 ※アンケート対象期間中、会期中 180 日×15 時間で算出



年間活動時間数と比べて、上位 4 項目には大きな変化はありませんが、「1 本会議」や「2 委員会」などの比率が高まっています。

2-2 閉会中における活動時間数（平均）

対象時間数 2,775 時間 ※アンケート対象期間中、閉会中 185 日×15 時間で算出

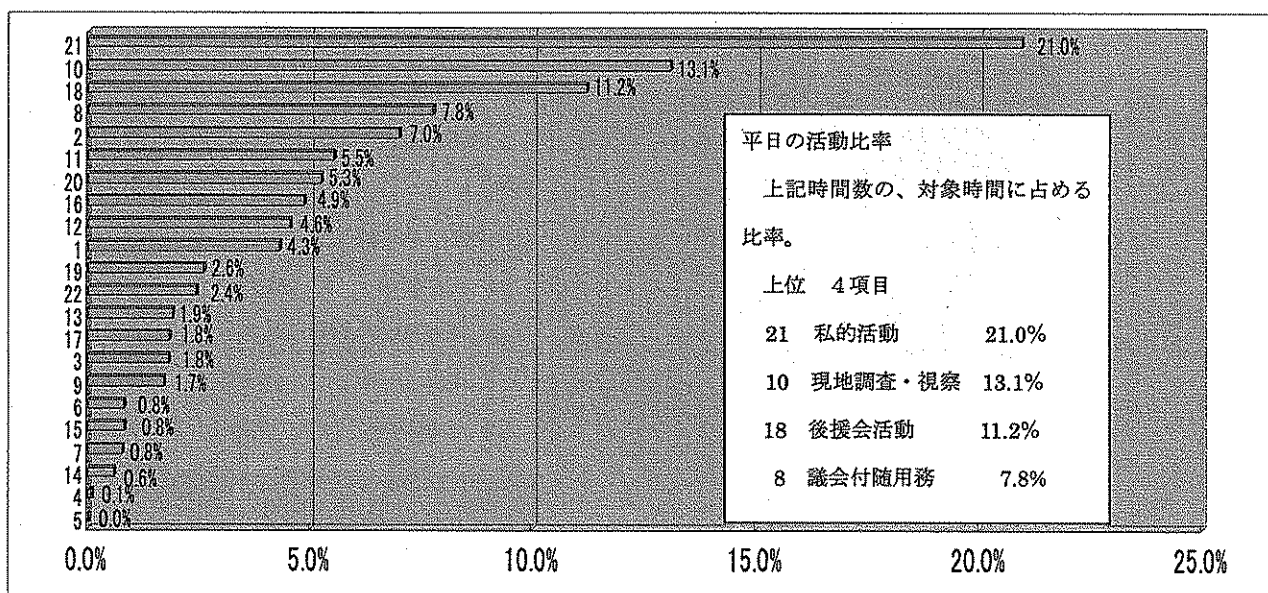
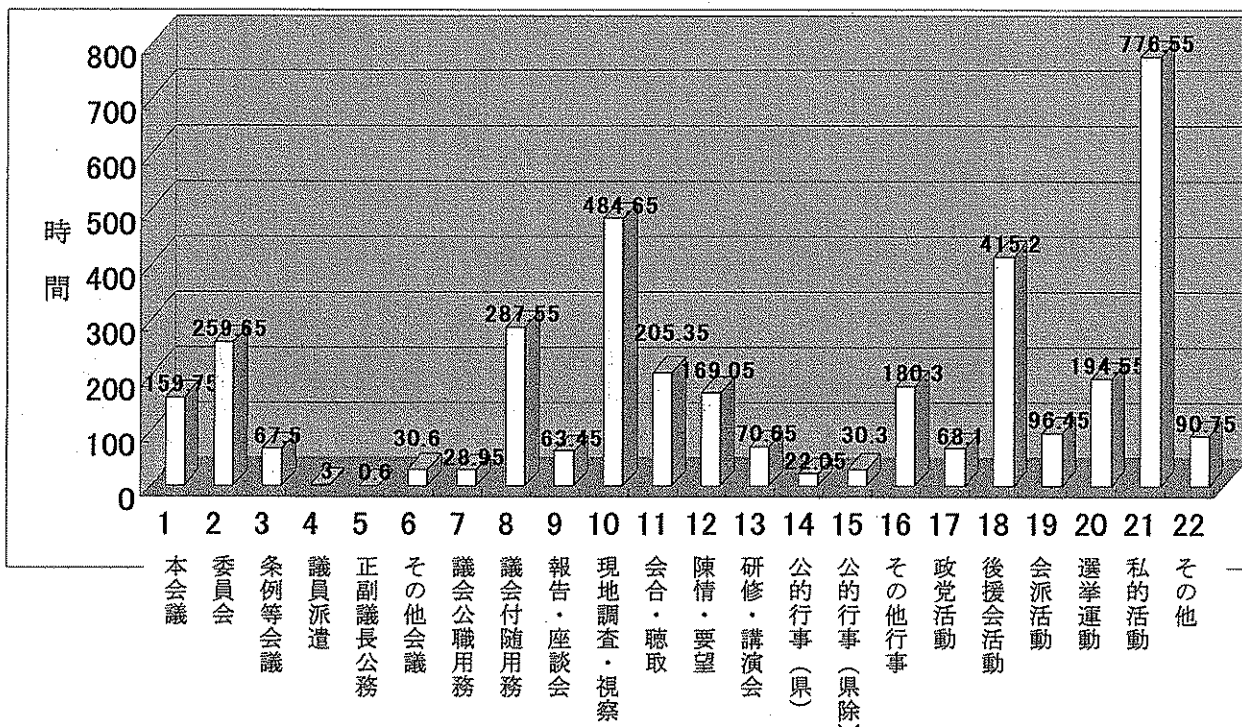


年間活動時間数と比べて、上位 4 項目は同じですが、閉会中ですので「1 本会議」は皆無、「2 委員会」等の比率が低下し、上位 4 項目をはじめ他の項目の比率が増えています。

3 平日・土日休日の比較

3-1 平日における活動時間数（平均）

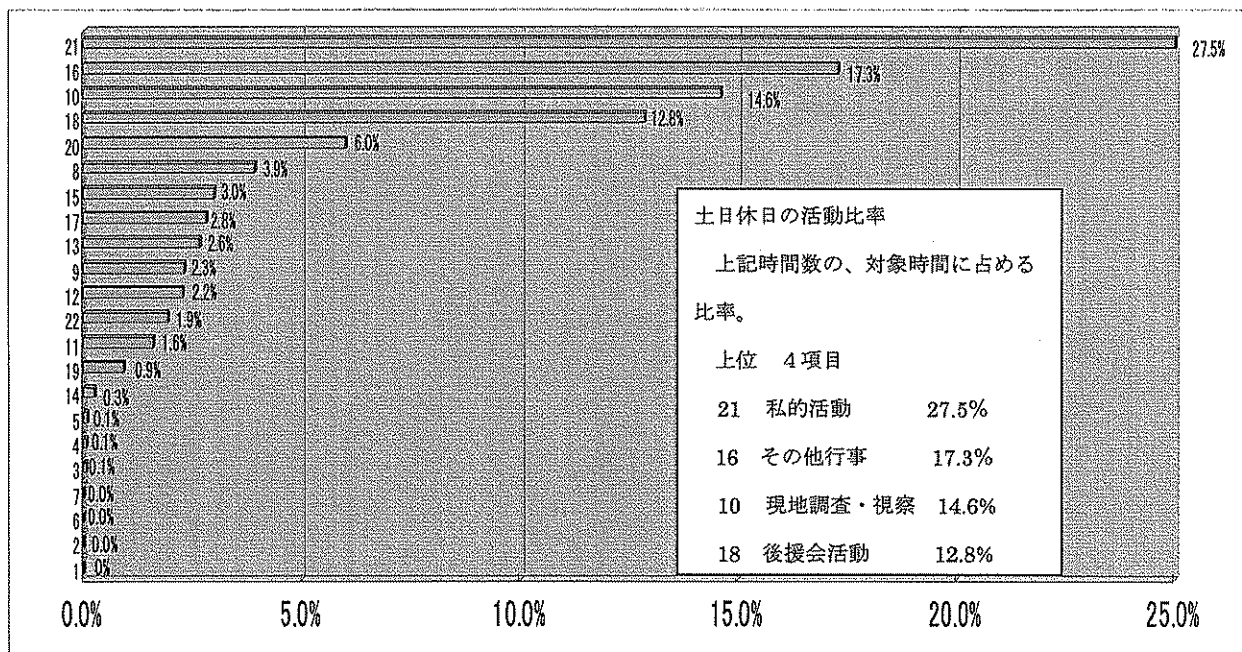
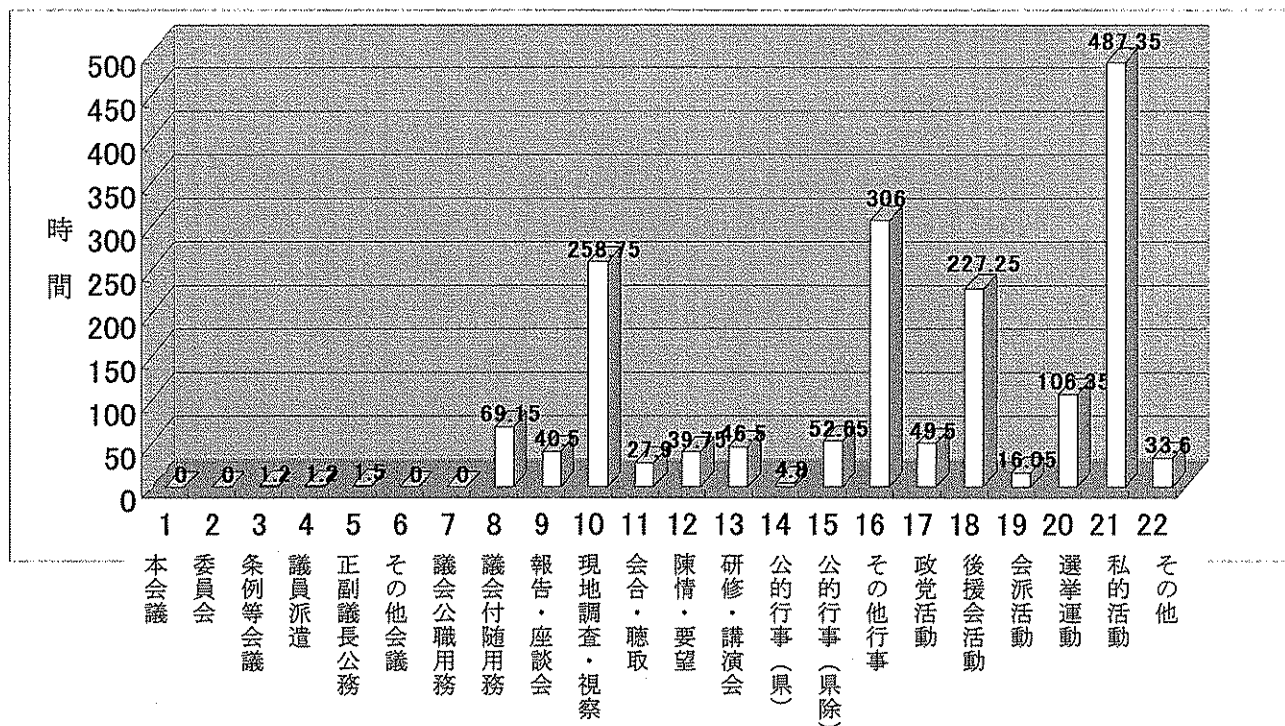
対象時間数 3,705 時間 ※アンケート対象期間中、平日 247 日×15 時間で算出



年間活動時間数と比べて、上位 3 項目は同じですが、「8 議会付随用務」や「2 委員会」等議会活動の比率が高い傾向にあります。

3-2 土日休日における活動時間数（平均）

対象時間数 1,770 時間 ※アンケート対象期間中、土日休日 118 日×15 時間で算出

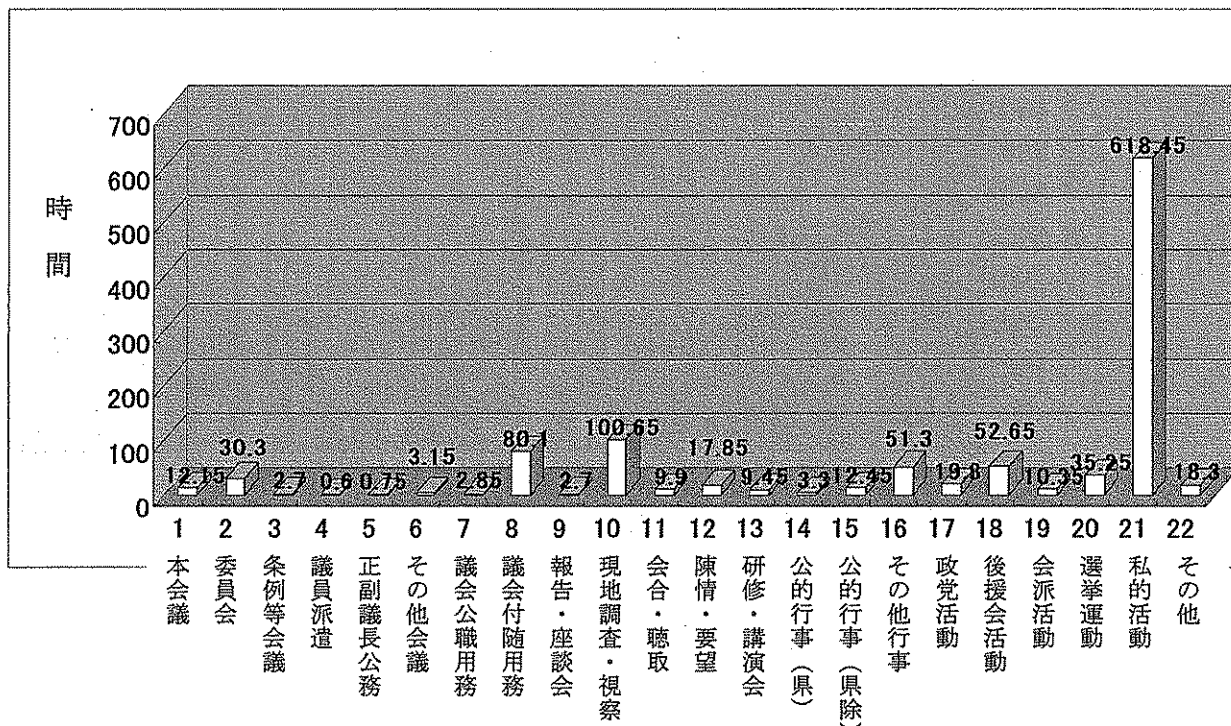


平日と比べて、「21 私的活動」や「16 その他行事」の比率が高まっています。

4 時間帯の比較

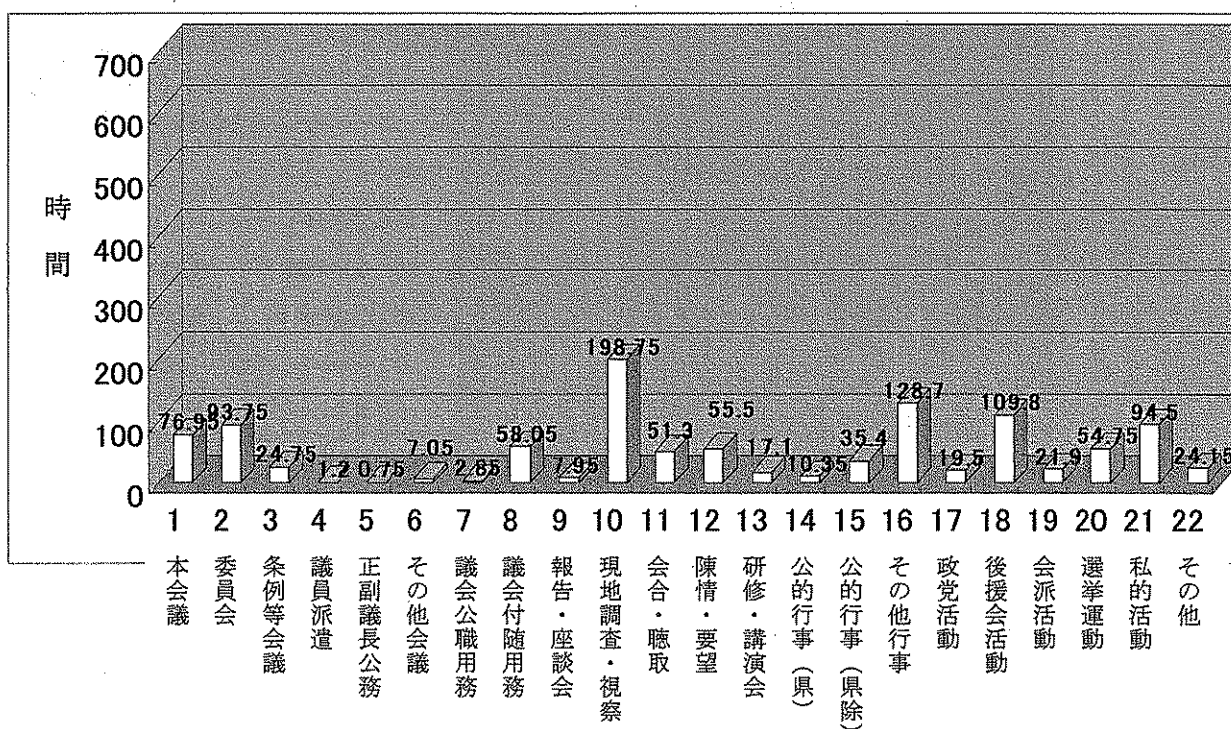
4-1 6時～9時における活動時間数（平均）

対象時間数 1,095 時間 ※アンケート対象期間中、365 日×3 時間で算出



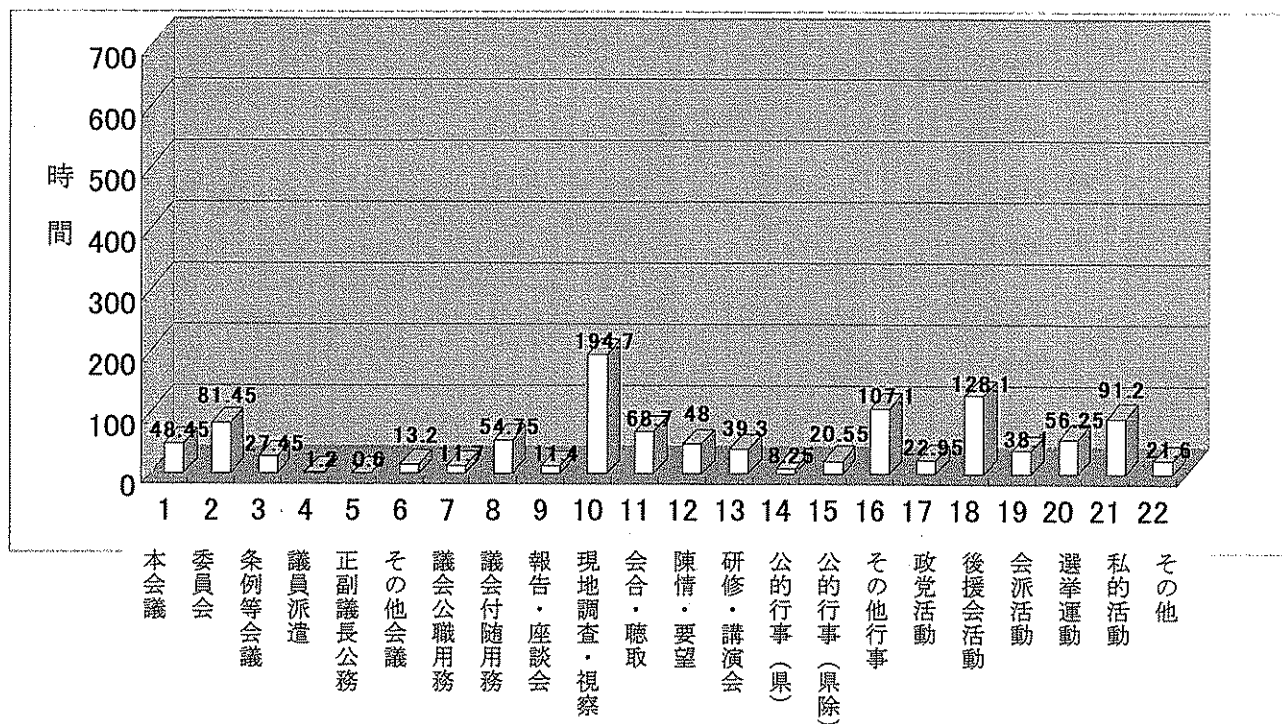
4-2 9時～12時における活動時間数（平均）

対象時間数 1,095 時間 ※アンケート対象期間中、365 日×3 時間で算出



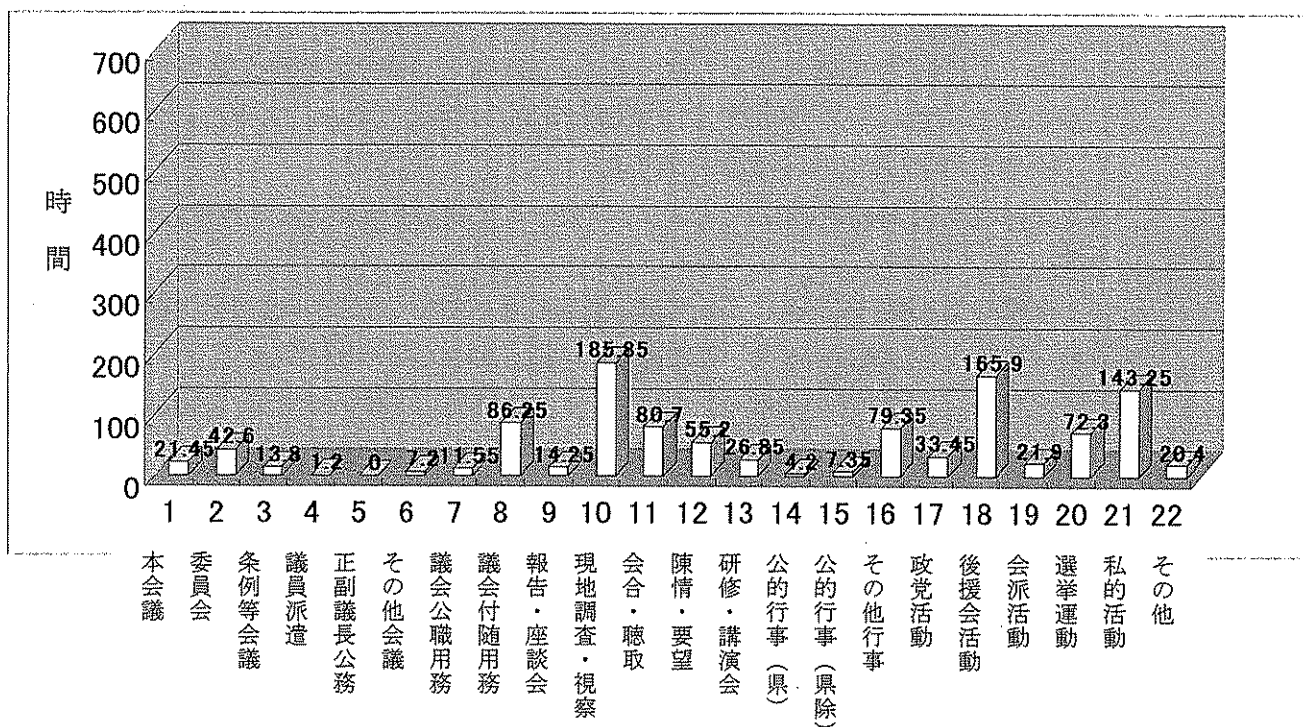
4-3 12時～15時における活動時間数（平均）

対象時間数 1,095 時間 ※アンケート対象期間中、365 日×3 時間で算出



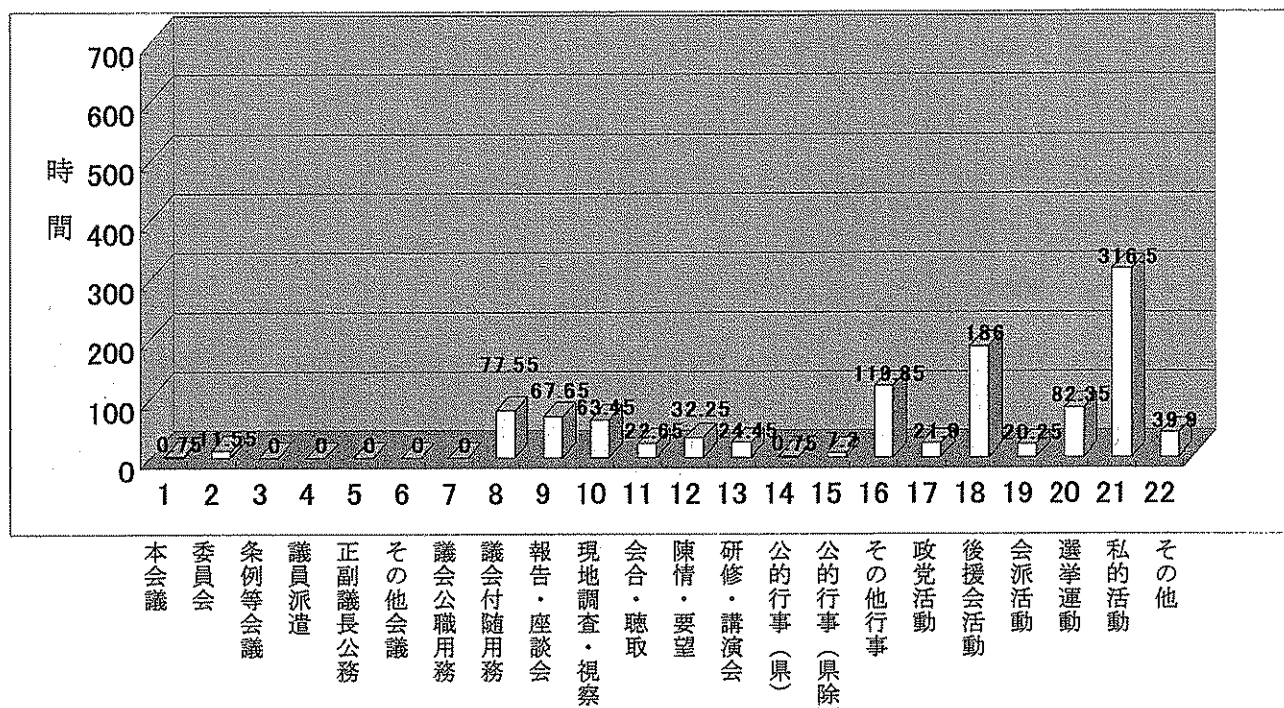
4-4 15時～18時における活動時間数（平均）

対象時間数 1,095 時間 ※アンケート対象期間中、365 日×3 時間で算出



4-5 18時～21時における活動時間数（平均）

対象時間数 1,095 時間 ※アンケート対象期間中、365日×3時間で算出



- ・ 6時～9時の時間帯については、朝の早い時間帯でもあり、「21 私的活動」が多いものの、移動時間も含めた議会活動・議員活動も行われています。
- ・ 9時～12時の時間帯については、「1 本会議」などの議会活動や「10 現地調査・視察」などの会派又は議員の活動や「18 後援会活動」が多く行われ、全体として多かった「21 私的活動」は少ない傾向にあります。
- ・ 12時～15時の時間帯については、9時～12時の時間帯とほぼ同様の傾向にあります。
- ・ 15時～18時の時間帯については、議会活動が少なくなり、「11 会合・聴取」、「12 陳情・要望」など議員活動や、「18 後援会活動」が多く行われています。
- ・ 18時～21時の時間帯については、「21 私的活動」が多いですが、引き続き会派又は議員の活動や後援会活動が行われています。

自由記述分

A 議員活動について

	内容
A-1	議会として一義的には行政のチェック機能を果たすことであるが、広く住民と接する機会があること、広域的、専門的に研究・調査、調整、情報発信等が可能な自由度と時間が確保できることで、本来の行政機能や行政サービスの充実が図れるものと考え、このことに注力することが、議員の存在意義と考えている。議員がそのように活動しているか、又は県民がそのように理解しているかは疑問であるが、そのように議員、県民が育ってゆくことが真の議会制民主主義と考えている。
A-2	一年 365 日生活のすべてが議員活動である。
A-3	町及び各団体及び地区行事について、議員として出席依頼が多く、毎週土日に集中して案内があり議員活動なのか？政治家としての行動なのか理解できない状況です。
A-4	県議会における議員活動は私にとって 1 年中の生活そのものである。
A-5	三重県議会基本条例により、議員の責務及び活動原則が定められ、議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものと規定された。そのため議会活動各種検討会や勉強会、研修会が多様多忙となっている。また、地域活動にも参加が欠かせず、24 時間 365 日議員活動に徹しなければならない状況にある。
A-6	県議会議員の活動は他の仕事と兼務でこなせるものではなく、個人事業主と同じ感覚で捉えてよい。加えて、県政は多岐・広範にわたる事項を取り扱っていることから一人の議員がそれらを網羅する情報を得るためには、インターネットが普及した現在であってもかなりの労力と時間を要する。
A-7	活動実態は、きわめて幅広く多種多様である。そこで議員の責務役割をまず明確にして、その責任を果たしてゆくための議員活動について条例等で規定してゆくことが重要。その際、本会議、委員会等の審議、政策立案形成、広聴広報はもちろん、日常の住民相談対応や公的行事参画なども加えてゆく必要がある。
A-8	会期の長さの割に意外と個人の意見を述べる場が少ないように感じます。

A-9	議員活動分類表について補足すると、私の場合は事務所を持っていないので、朝起きて部屋の中にある机に座ったとたん、仕事が始まる。朝は6時半ころ起きることが多く、朝食や身支度をしながら事務処理をする。分類表の中に事務処理の時間の項目がないが、1日平均、電話・郵便物・FAX・Eメール等のチェックで90分位かけている。文章を作る時はさらに費やすことになる。
A-10	登庁ごとの往復3時間が、とてももったいないです。離島へ渡ると半日、島によっては一日帰ってこれない地域性。県南部もそうですが、人口比と活動エリアなど全県一律で比較されるとつらいところがあります。調査表に記入枠がありませんが、「⑧議会活動に付随する用務」については、夜11～夜中2時が私のゴールデンタイムです。
A-11	公的なものから個人的に関わっていることまで、活動は大変多岐にわたると感じます。また後援会の方との懇談については、地域課題の把握につながるものも多いので線引きが難しいと思われます。
A-12	議員活動に対する経費が議員から見て、経費として評価されていない。正當に評価すべきである。
A-13	議員活動を十分にしたいという思いでいっぱいですが、行事参加や後援会活動等、その他活動とのバランスもあり忙しい日々です。
A-14	議員活動とは、多岐に渡るものであり、当然議会に出ている時だけが議員活動ではない。ブログ等で情報発信する議員が増えてきたため、議員活動が多岐に渡ることの理解がすすみ、又、その魅力を若い世代に感じていただけることを期待する。
A-15	活動分類表1～6以外に各種団体、個人からの陳情・要望対応、No.16団体主催行事は休日・平日や昼夜を問わずあり多くの時間を要する。18時以降、No.21は10個でありこれが家族団らん可能日であり平均日数より9月は多かったのが現状である。
A-16	県民の声を聴き、県の現状を調査し、県民に返す。また本会議や委員会で発言し、報告会で結果を報告する。報告会ではアンケートで参加者の声を聴きまた提言する。テーマによっては、会派で議論していく。巾の広い活動である。
A-17	改選後の5月なので、議員活動の多くが選挙後の挨拶廻りや、議会の役員改選に伴う会派活動になってしまっている。また、選挙直後のため、座談会、県政報告会などはまったく行っていない。通常であれば、年間120～130回開催している。
A-18	研究会や学会発表会、地域の皆様には県政報告会を行っています。また、事務所を設けていることから、事務所での雑務を行っています。
A-19	議会、常任委員会、特別委員会出席の外、ほぼ毎日選挙区内の行事、各種総会・大会等に出席、意見交換等を行っている。また県内の調査、イベント等できるだけ参加するように考えている。なお、研修、講演会も時間の許す限り出席し、情報収集など行っている。今後は、夜の時間を利用して、報告会・座談会も増やしていきたい。

A-20	議員活動か後援会活動か？議員活動か私的な活動か？議員活動か政党の活動か？などのことについては、確たる定義があって明確な線引きができるわけでもなく、また手引きとして参考になるようなものもほとんど無く、常に悩ましいところであります。 例えば・・・ 後援会活動の場合、そもそも議員の後援会とは議員活動(政策提言につながること、県政・地域課題の把握・・・等々)を支援して頂くことが大きな目的にあるわけですから、後援会活動自体が議員活動でもあると思います。確かに支持者拡大が目的の活動もある程度ありますが、後援者の訪問活動などで、県政への意識の調査をしたり様々な要望を聴き取ったり、後援会の会議や懇親会でも同様に、政策的な意見交換や要望などを聴き取ったりしています。 また、私的な活動といわれる場合においても、議員をしていることによって、声がかかる任意の集まりの場や、懇親会の席などがあり、費用負担を伴う時もあります。これは民間企業にあてはめれば、営業活動であり、交際費であると思うのです。 さらに、政党活動についても、議員であるが故に、政党の様々な役割が当たってくるのでありますし、その活動が活発になるのであり、一民間人で党員になっている方が、議員ほど政党活動をされることはあり得ません。議員の行っている政党活動のほとんどが政策的なことでありまして、またその実現に向けた研修、打合せ等であり、我々としては政党活動も議員活動と言いたいところでは。 以上のようなことにつき、調査会でご検討頂く材料にして頂ければ、誠にありがたく存じます。
A-21	土、日、祝日も含め、或いは毎年のように発生する大雨や台風による被害調査など、また被災者の状況のききとりなど、緊張する日々が多く、また併せて県政に対する期待や要望も多く、それらは誠実に対応し、対処しなければと思い、毎日活動しています。
A-22	議員は任期4年間を得て責任のもとで住民の幸せのために活動すべきである。
A-23	1年生議員なので、特別ありません。一生懸命頑張るしかありません、県民のために。
A-24	これからの議員の活動のあり方を見ると、議員の活動は議会活動のみの狭義でとらえるのではなく、県民からの要望の聞き取りや現場での調査等、広義にとらえるべきである。
A-25	活動においては議会活動、政務調査、後援会活動、その他多種にわたるため、常に24時間体制である。世間一般は、登庁時のみ活動と思われる方が多いが本来はそれ以外の要望聞き取りや調査等、登庁以外の議員活動の方が多くが現状、又その活動をなくしては、県民の声を議会に反映できない。

B 議員報酬について

番号	内容
B-1	「高い」と評価されているとすれば、上記(A-1)の機能を議員が果たしていないか、県民がそのことを理解していないか、その双方の理由だと考える。選挙の洗礼をうけ、資格を得、諸処の行政決定の仕組に組み込まれていることから、行政職員より多くの「給料」でなく報酬として得られてよい。その他、選挙コストを賄う額が必要と考える。
B-2	妥当な額と思う
B-3	報酬見直しについて減額にはしてほしくありません。
B-4	経済的余裕がないと、議員活動ができないような報酬では優秀な特に若い議員は育たないと思う。
B-5	議会活動に応じた報酬が必要であり、相応の活動経費も嵩んでいる。また政務調査費の利用に一定の制限があり、報酬より支出している現状である。選挙対策や後援会活動など家族の収入を取り入れている。
B-6	いただく報酬により政治活動を行っていることに加え、ローン支払い、思春期の子供を養育していることもあり、公務員として勤務していた際の年収 500 万円当時の生活水準と変わらない、あるいは、厳しくなっている。また、退職金もなく、国民年金であることから将来に対する不安はある。
B-7	報酬支出目的が不明瞭であり、その対象となる内容と範囲を明確に規定してゆく必要がある。議員身分の位置づけや政務調査費問題など、議員あるいは議会活動の基本的あり方に関わる最重要課題である。
B-8	生活費なのか活動費なのかを明確にしてほしいです。私の場合はその半分以上を自分の政治団体に寄付するなどし、活動費として使っています。議員報酬をスタッフ皆で分け合っているようなイメージです。ですから個人商店に例えるとこの報酬は利潤というよりは売上という感覚です。
B-9	報酬は生活費なのか活動費なのか？仮に 100%生活費とするならば、一般的な感覚から考えると多い。活動費も含まれているとするなら、活動をたくさんすればするほど、生活にまわす金額は小さくなり、これは矛盾であると思う。その分は政務調査費でほとんどカバーできるようにすべきだという考えもある。報酬を議論するときは政務調査費と合わせて議論する必要がある。
B-10	まだ5ヶ月ですが思ったより残りません。政務調査のグレーな部分を報酬から捻出しているためです。報酬は県民が(市議会なら市民が)雇い方を決めればよいこと、それに納得した人が立候補し、出来る仕事をすればいいと思います。私は無報酬のボランティア職になっても立候補するつもりです。(但し、それ相応の活動になります)

B-11	最初、金額のみ知った時は、一般労働者との比較から多いと感じました。しかし、どうしても必要な額を知るにつけそう感じなくなっています。生活者として個人が自由に使える金額がどのくらいなのか、といった視点も必要なのでは、と思います。
B-12	前項(A-12)との関連で、報酬の中に議員活動費が含まれるとするならば、決して高いものとはいえないと思う。専業で議員として活動をする若い優秀な人材を増すことを考える必要がある。
B-13	以前の職業と比べて(教員)高額だとは思いません。(必要経費がある。労働時間の長さ)
B-14	議員報酬を下げるのが評価される風潮はいかがなものかと考える。議員は、選挙で選ばれるものであり報酬に見合った仕事をしていない議員に投票しなければよい。
B-15	報酬は、生活費、4年に1度の選挙準備積み立て、事務所経費・事務員人件費支出の過半数(半数近くは政務調査費)、後援会維持経費、一般人の10倍程度の冠婚葬祭費、交際費を支出していることを考慮頂きたい。
B-16	上記(A-16)の活動をどの程度するかで決まる。事務所を持ち、ニュース資料のための機器を備え、郵送し、事務員を雇用し、資料を集める作業を、現在の報酬の範囲内で行っている。
B-17	「三重県議会議員」としての職務を遂行する対価として議員報酬を考えなければならない。当然、報酬の中には政務調査費で対応できない部分をカバーしていることも考慮しなければならない。
B-18	収入面だけクローズアップされるが、適正な事務を行うには、支出も多いため第3機関を含め、県議会議員としての報酬を確保して頂きたいと思います。
B-19	今後、議会活動を充実させるため、講演会活動も増やしていきたいと考えていますが、その費用のため(事務所費、活動費など)議員報酬から捻出せざるを得ない(寄付等が乏しい為)。また今後、交際費(弔電等打電など)も増加すると思われます。
B-20	県議会議員となりますと、毎日をその活動に費やしておりますのが実情ですので、他の仕事を兼ねて議員をつとめることは叶わず、私どもの場合は議員報酬が、家族が生活を営むための主たる収入となっております。 議員には、4年に一度の選挙費用、日々の活動の上での交際費的なものなど、別に支給されている政務調査費にはあてはまらない分で相当の出費があり、これらについても他に収入がない議員は、議員報酬の中でやり繰りすることとなります。あわせて、議員にはご承知のように、退職金や年金の制度も無く(年金は6月で廃止)、当然失業保険もございませんし4年に一度の選挙のことも考え合わせますと、相当リスクの高い仕事だと思います。また、せめて法律で認められた範囲における選挙費用の実費程度は、納税の際の控除対象にして頂きたいところですが、そのような解釈も制度もございませんので、給与所得者の分類で、額面通りの納税となり、家計に入れることができる額にしては、高額な納税をしている感が否めません。以上のようなことは、事前に覚悟の上で立候補しているとはいえども、一定の安定した生活を

	願うのはどんな仕事をしていても同じでありますので、血税を食まさせていただいている身としては恐縮な思いですが、ご勘案頂ければありがたく存じます。
B-21	選挙は、その選挙区は広範囲で、しかも複雑で苦勞があります。また他にも、報酬を得ることは不可能な為、一定の報酬額が必要であると思います。つまり、手取り額からするともう少し高いと良いと思います。
B-22	現在の報酬が妥当であるかは判断できない。しかし行政経験時の報酬と比較してみると、責任と差異と時間的な余裕を考えると、減額するべきであると思う。月額70万円ぐらいか。
B-23	議員報酬は、対価と思いますが、財政状況を見れば削減するべきです。 削減巾は、毎月の議員報酬 20% 期末手当 50% は変わりません。 違う案として、議員報酬はそのまま、期末手当を無しとする。 とにかく、年収約1000万円でよいと考えております。
B-24	議員報酬は、広義における議員活動も含め、広く議員の活動の対価として認めていくべきである。またこれは、法令の改正が必要であるが、地方議員の報酬も今後は国会議員と同じ議員歳費とすべきである。
B-25	議会等の会期の長さ、その他全県的に議会改革に取り組み、海外調査やその他の議員に係る金銭的な部分のカット、このあたりを考えると決して全県的に報酬額に関しては、高いとは思わない。又兼業議員ならまだしも専業議員になると日頃の活動費の多さから生活していくのも正直ぎりぎりの状況である。総支給と手どりの差もかなりある事を考慮していただきたい。現状維持。
B-26	議員の生活を保障するものであると思うが、現状を考えると少ないのかなと感じる。政調費でまかなえない活動費はすべて報酬からの支払いとなる。その金額が少なければいいのだが、結構大きな負担がある。
B-27	この4月に行われた統一地方選挙前に新聞アンケート(4月3日 中日新聞)があり、記事のとおり可半数の議員が報酬を下げるべきとしている。政治不信が叫ばれる昨今、県民に表明した以上報酬は下げるべきと思う。調査会におかれてもそれを承知した上で議論されたい。
B-28	後援会活動や選挙に関わる活動は、報酬に反映されるものではありませんが、現実論として、かなりのお金を費やしています。そうした費用をみるところがなくなると、私などのようなサラリーマンがチャレンジすることは不可能となり、財力のある者や団体に属するような者しか選挙に出れなくなります。
B-29	議員活動費用と家族5人の生活費を考えたとき、現在の議員報酬が高すぎるとは実感として感じていない。どのような職業の人であっても、その地域に住む人であっても、誰でも議員として県民の負託に応える活動をするための、そして県民として生活していける報酬は必要である。

C 政務調査費について

	内容
C-1	日々の活動に不可欠な経費あり、更に議員として事務所維持経費が思いのほか、かさむのが現状。ただ、宿泊費、ガソリン代、他経費の積算は実態にあわせてよい。一方事務所維持や消耗品や備品など柔軟化を希望する。いずれにしろアクティブな活動を継続し、公僕としての議員として機能してゆくのに不可欠な費用である。この調査費も社会に受け入れられていないとすれば、議員の努力不足と住民の認識不足の両方と考えられる。
C-2	現行で問題ないと思う。
C-3	調査費使途について項目を見直してほしい。携帯電話の使用とか、電報について(県、町)公の行事、公の關係に電報を打つ場合だけでも認めてほしいです。
C-4	選挙区の広さや本人の活動度合によって違うと思う。現状を上限として、使う必要のない方はどんどん返金すればいいと思う。
C-5	議員個人の政務調査費の事務所費が活動費の 1/2 以下と制限されていることについて、会派支給分の活動費も含めたものとされたい。必要な事務所内経費や人件費が不足している。過去、別途海外調査に係る経費が廃止され、その分政務調査費対応とされたが無理がある。政党色の強い会派活動も支給を認められたい。
C-6	政務調査費に関する資料作成に要する労力も多大なものがあり、本来の調査業務に支障が出ている。直接聴かせていただく有権者の声や現場を把握して得た情報をもとに具体的な政策として提言していく力量が問われているなか、政治活動と政務調査との区別が明確にできない活動実態を踏まえ、より使い勝手のよい制度へ見直すべきだ考える。
C-7	政務調査費は、議員活動の基盤強化、充実のために支出される経費であるとの基本認識が重要である。報酬対象外の議員活動のうち、政策調査研究や広報広聴活動への支出はもちろん、公的行事参画など日常全般の議員活動についても支出できるようにしていただきたい。
C-8	議員活動費として、必ず使える範囲を明確にしてほしいです。「政務調査費」という名称から、使途が制限されたり按分しなければならない、という使い勝手の悪さがあります。前述(B-8)の通り、私の場合は、後援会などの資金が報酬から出ており、按分するということは報酬から持ち出すということです。つまり按分 50%で政務調査費を使うためには、同じ額を報酬から用意しなければならない、というのが現状です。
C-9	使い勝手をもっと良くする必要がある。たとえば、最近では、固定電話の利用は少なく、携帯電話がほとんどの時代なので、携帯電話代を政務調査で賄うようにしたほうが良い。事務所・事務員の費用に当てられる場合でも、後援会活動とのすみわけから 2 分の 1 の金額を当てるという考え方で運用しているが、政務調査と後援会活動、さらには政治活動とプライベートの境目が無い議員の日常の公私を分けることなど不可能であると思う。

C-10	市議時代の月 1 万円に比べれば雲泥の差です。私なら月 5 万円であったとしても「これにより一層調査や研修ができる」と大よろこびですが、逆に 100 万の人が 50 万になれば、きつと耐えがたいだろうと思います。年中「少ない少ない」と言っている人がいる一方大きく返却する人もいるようなので、あればあったように有難く使うし、なければならないでなんとでもやっていくのではないのでしょうか。
C-11	個人的な家庭の状況に左右されずに調査活動を行うには必要です。使わなかった分は返金するということなので、一定額あるほうがよいと思います。額についてはまだ全体が見えていないので論じられません。
C-12	議員活動に関する経費も含めるべき
C-13	必要だと思います。
C-14	本来使わなければ返却するシステムであり、これまで領収書添付義務がなかったことが問題であったと考える。全て公開とした本県議会においては、政務調査費の額の大小を議論することはナンセンスである。議員が本気で活動すればするほど、調査費が必要となるのは当然である。
C-15	事務所経費、事務員人件費は 1/2 支出可能、ただし総額 9 万/月以下の制約は厳しく報酬に負担を与えている。旅費、宿泊費限定とするならば、政務調査 33 万/月は支出不可能である。
C-16	上記(A-16)の活動で政務調査部分は政務調査費として計上しているが、1/2 の限度があるため、オーバーした分は報酬からくり入れている。
C-17	本来、報酬が議員個人に支払われるものならば、政務調査費は会派に支払うなど、そのスミ分けを考えるべきだと思う。
C-18	研究会、大学等の学会、県政報告会等、情報収集や勉強会、県民への理解活動を普及するためには、現状の政務調査費でも厳しい状況だと思います。各議員の活動状況により、調査費は異なりますが、積極的に活動するためには、少なくとも現状は維持して頂きたいです。
C-19	ホームページ作成費、管理費、機器リース料、新聞発行等にも必要不可欠です。現在事務所開設のため準備中であり、運営費等の発生が見込まれます。最低限現行すえ置きをお願いしたいと思います。
C-20	政務調査という明確な解釈、範囲の確定はむづかしく、政務調査費の計上を行う際にほとんどの議員が困惑しているのが実情とおもいます。 よって前述(B-20)とも重なりますが、私たちは政務調査費から一部を切り離して、議員活動費(交際費的な意味の部分も含んで)として、議員活動において本人の裁量で使える解釈のものを法律で明記されればと願っています。そうなれば、報酬との兼ね合いで、議員活動費用がこちらである程度担保されるなら、その相殺で応分に報酬が下がっても、理解され納得

	しやすくなります。
C-21	今回、初当選して驚いています。まず、なぜ事前に支給するのか？政務調査した時に請求して、1ヶ月単位で支給したほうが良いと思う。もう一方で、政務調査費を議員報酬に振り替えたほうが良いと思う。(もちろん半額程度にする)
C-22	政務調査費が何であるか分らない。たとえば事務所家賃も政調費なのか、現在の議員報酬を維持し、政調費個人分は廃止すべきである。政調費会派分を5万円(月額)ぐらいか。
C-23	しっかりと調査することが必要だから削減することではないと思います。 しかし、無駄なものは変えて行かなければいけない。 たとえば、新幹線のグリーン車は必要ないと思います。 事務所経費を政務調査費として明確な基準をつくってほしい。
C-24	・議員報酬を広く認めていく代わりに、政務調査費は現状の半分で良い。 ・また、現在では計上が認められている事務所費や人件費は、今後認めるべきではない。 (これは厳密には後援会費で考えるべきものである。)
C-25	議員によっても差があると思うが私の地域は特に課題も多く議会以外のほとんどの日が要望聞きとりや現地調査に。又現状按分となっている事務所、事務員費や県政だよりの発行等行おうと思うと正直苦しい。最近の状況からupとは言わないが少なくとも現状は維持していただきたい。
C-26	非常に使いづらい。もう少し、使い道等に関しては考えるべきである。今の時代、情報を発信することが、政治家の大きな役割となっていると思う。現制度ではそれらに対応することが難しいと感じる。政務調査をして議会に提言するというだけの責務だけであれば充分ですが実情は厳しいと言わざるを得ない。
C-27	現在のような政務調査費はいりません。それよりは、議員活動をしっかり支えるための秘書経費や事務所経費をきちんと公的にみてほしい。
C-28	地域の状況を把握し、人々の思いを知る活動、県政報告会などの広報広聴活動、研修会など資質向上、事務所の運営など議員活動のためには必要である。
C-29	県政課題の把握や住民意見を聴取するために事務所が必要です。そのための賃料について50%までの政務調査費が認められているが、100%可能としたい。制度をどのように改革すればよいのかアドバイスがほしいです。
C-30	支出ガイドラインに改善の必要があると思います。宿泊料、日当など
C-31	県政報告会案内に時候のあいさつがあり、半額しか認められないが、この種のものは全額認めてほしい。
C-32	会派分だけで良いと思います。個人分は先にいただくのではなく、必要経費分だけ申請し、後でいただく形式が良いと思います。会派分は、会派で調査した分だけで、これも先にいただく必要はないと思います。

C-33

削減するべきだと思う⇒半額

必要があれば申請制にすればと思う(超過した分は)

D その他

	内容
D-1	今回の調査の目指すところは？あるべき議会、議員に対する経費検討か。現状の県民の意識、行政側評価、議会の現状の果たしている機能なのかで方向性は大きく異なる。議員定数についても同様である。議員に対する県民の期待、評価、価値感に左右され、議員の行動・資質も左右されると考えている。町議会議員の報酬とその活動に（その趨勢として）色濃く「検討課題」が見えている気がする。二元代表制と行政側は感じていず、議会側も現状そこまで機能できていないと感じているのではないかな。
D-2	議会公務で拘束されるものすべてを報酬として考慮すべきである。特別委員会委員、広聴広報委員、各種検討メンバー、代表者会議メンバー、議会運営委員、政策担当者、委員長などについて別途加算も一考である。
D-3	サラリーマン生活を断ち切り選挙へ出馬、議員となることは家族の生活も含め多大のリスクを背負う。一方で退職金や年金、公務災害などの制度が不安定であることから議員を目指す若者が減っていく危惧がある。
D-4	議員はお金がなくてもなれなければいけません。そのためには生活を保障するための報酬と、議員活動を保障する政務調査費（議員活動費という名称の方が良いと思いますが）に分けて、それぞれどの程度の水準が適当か議論すべきだと考えます。
D-5	休みが保障されていないところが大変なところである。議会・委員会に招集されていない日は休もうと思えば休めるが、そうは行かない。土日は行事でいっぱい。夜も毎晩何かの行事・地域の会議・誰かと会って意見交換。厳格に区別すると、政務調査にあたらないと解釈されるかもしれないが、この活動で、県民の意識や考えを身に付けていっている。個人事業としての税控除も必要である。
D-6	様々な議員としての活動を総労働時間で考えれば、年間 3000 時間超えと考えられる。
D-7	一期生ということもあってか、プライベートな時間がなかなか作れません。毎日、一日中飛び回っているという状況です。地元等との懇談会・座談会等の実施、住民との対話をさらに増やしていきたいと思っています。

D-8	今、我々地方議員の社会における立場、身分がどのようになっていくか、一つの節目の時期であると感じています。今の私たちは、報酬とか政務調査費とかの議論からいうと、立場が大変中途半端であると思います。 議員の給料はもらいすぎという世論が、いくら改革をおこなっても固まった先入観として変わらないのであれば、議員の完全ボランティア化を社会は目指すべきですし、専業で行うべき職(役割)と位置づけて頂けるなら、生活費用、選挙経費、議員活動費、社会保障関係費など、社会通念上合理的に有権者に説明できる中で、我々の実態を勘案した必要な分がされればと考えます。 このことについては、調査会の第2回会合において、青山彰久委員が「県議のあり方は、兼業のボランティアか専業か？」について問題を提起いただき、大森座長より「サラリーマンをやめて出るのはよほどのこと。誰でも出たい人が出て、一定の生活ができるのが重要」と述べて頂いたとのことで、私たち「普通の生活者」出身の議員としては、公平な観点から議論を述べていただいておりますことに感謝申し上げ、敬意を表する次第です。 引き続き、調査会でのご検討をよろしくお願い申し上げます。
D-9	調査会の方々には感謝しております。議員報酬はあくまでも議員が議論をすべきである。その後に意見を頂くのが道理ではないかと思う。
D-10	報酬の見直しは必要だと思いますが、議員だけではなく議員会館での職員の人数は多すぎる。見直しをしていく必要がある。 調査のときの各部局の方が、何十人もくる必要がない。業務がストップしているのと同じ、ムダがある。ペーパーが多すぎる。 中学校でもアイパッドのような端末機を使用している。時代にあったことを実施している、議員も少し進歩してほしい。
D-11	有識者の皆様においては、上文を是非ご理解いただき適切な判断をお願いいたします。
D-12	都道府県議会議員にも政策担当秘書が欲しいのですが、この場合も政務調査費からの人件費支出として50%分しか認められていないのが現状です。100%可能とするにはどのように制度改革すればよいのかアドバイスが欲しいです。
D-13	議員の自己研鑽する場が少ない。(例、大学の講座、…政治学、地方自治法等) 都会と違って大学が少なく、情報もすくないのかな！
D-14	県民要望及び意見を集約するため議員事務所を置いています。事務所経費のうち50%は、政務調査費での支出ですが、残り50%は、議員個人の負担となります。当然報酬からの出費となり、高額給料といわれていますが、相当な負担になります。事務所で、秘書として仕事をしている方は、議員に代わり現地調査や執行部への要望活動など多彩な業務の有る事も理解をお願いします。